

提供日 2022/03/28
タイトル 第5次ふじのくに防犯まちづくり行動計画を策定しました
担当 暮らし・環境部 県民生活局暮らし交通安全課
連絡先 暮らし交通安全課
TEL 054-221-3715



第5次ふじのくに防犯まちづくり行動計画を策定しました ～新たな犯罪の防止と再犯防止による安全・安心な社会を目指して～

県では、静岡県防犯まちづくり条例及び防犯まちづくり行動計画に基づいて、各防犯施策・事業に持続的に取り組んできました。

従来、個別に策定した「防犯まちづくり行動計画」と「静岡県再犯防止推進計画」は、「犯罪を減らし、県民の安全・安心を確保する」という共通の目的を有しており、防犯・再犯防止の両面から安全・安心な地域づくりを推進することにより、安全安心で誰もが暮らしやすい“ふじのくに”を実現すべく、両計画を統合して第5次となる行動計画を策定しました。

1 概要

- (1) 計画期間
令和4年度(2022年度)から令和7年度(2025年度)までの4年間
- (2) 基本理念
「オール静岡」で防犯まちづくりを推進
- (3) 目指す姿
犯罪のない安全・安心な“ふじのくに”
- (4) 目標
刑法犯認知件数を2025年末までに12,000件以下
- (5) 重点取組
子ども・女性・高齢者等の更なる安全確保
- (6) 戦略
○地域の防犯力・防犯意識の向上
○子どもの犯罪被害等防止
○女性の犯罪被害等防止
○高齢者等の犯罪被害等防止
○再犯防止の推進
○犯罪に強い都市基盤づくり
を戦略(施策の柱)として、各施策を推進していきます。

2 外部有識者等からの助言

策定にあたり、県の防犯に精通する有識者やしずおか防犯まちづくり県民会議に参加する県内の機関・団体、静岡県再犯防止推進協議会会員のほか、市町から御意見をいただきました。

3 県民意見提出手続(パブリックコメント)

県民意見提出手続を令和3年12月21日(火)から令和4年1月16日(日)まで実施しましたが、意見の提出はありませんでした。

4 計画の入手方法

県HPからダウンロードできます。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110a/index.html>

